

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 子ども・子育て支援納付金の新設等（第14条の2、第14条の3、第16条の6から第16条の10まで、第18条の2、第19条から第19条の6まで関係）

子ども・子育て支援金制度の創設により、子ども・子育て支援法で規定する施策を実施するための財源の一部として、同法の規定により医療保険の保険者が国（国民健康保険では都道府県を通じて国）へ子ども・子育て支援納付金を納付することとされた。

当該納付金の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者から保険料を徴収する必要があることから、子ども・子育て支援納付金に係る賦課総額、賦課額、保険料率（所得割、被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割）、賦課限度額等について規定する。

2 特別区国民健康保険の基準保険料率等の改定等

(1) 保険料率及び賦課限度額（第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の9、第16条の10関係）

区分		現 行	改 正 案	増 減
基礎分 （医療分）	所 得 割	7.71%	7.51%	△0.20pt
	均 等 割 （被保険者1人につき）	47,300円	47,600円	300円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	660,000円	670,000円	10,000円
後期高齢者 支援金等分	所 得 割	2.69%	2.80%	0.11pt
	均 等 割 （被保険者1人につき）	16,800円	17,600円	800円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	260,000円	現行どおり	—
介護納 付金分	所 得 割	2.25%	2.43%	0.18pt
	均 等 割 （被保険者1人につき）	16,600円	17,800円	1,200円
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり	—
子ども・ 子育て 支援納 付金分	所 得 割	—	0.27%	—
	均 等 割 （被保険者1人につき）	—	1,800円	—
	18歳以上均等割 （18歳以上被保険者1人につき）	—	73円	—
	賦 課 割 合 （所得割：均等割）	—	55：45	—
	賦 課 限 度 額	—	30,000円	—

(2) 低所得者に係る均等割額の減額（第19条の2関係）

区分	現 行			改 正 案			増 減
	判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額		判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額		
7割減額世帯	所得が43万円を超えない世帯 (※)	基 礎	33,110円	現行どおり	基 礎	33,320円	210円
		後 期	11,760円		後 期	12,320円	560円
		介 護	11,620円		介 護	12,460円	840円
		子 ども	—		子 ども	1,260円	—
		子 ども (18歳以上)	—		子 ども (18歳以上)	52円	—
5割減額世帯	所得が43万円+30万5千円×被保険者等の数を超えない世帯 (※)	基 礎	23,650円	所得が43万円+31万円×被保険者等の数を超えない世帯 (※)	基 礎	23,800円	150円
		後 期	8,400円		後 期	8,800円	400円
		介 護	8,300円		介 護	8,900円	600円
		子 ども	—		子 ども	900円	—
		子 ども (18歳以上)	—		子 ども (18歳以上)	37円	—
2割減額世帯	所得が43万円+56万円×被保険者等の数を超えない世帯 (※)	基 礎	9,460円	所得が43万円+57万円×被保険者等の数を超えない世帯 (※)	基 礎	9,520円	60円
		後 期	3,360円		後 期	3,520円	160円
		介 護	3,320円		介 護	3,560円	240円
		子 ども	—		子 ども	360円	—
		子 ども (18歳以上)	—		子 ども (18歳以上)	15円	—

※世帯に給与所得者等が2人以上いる場合は、各区分の基準額に10万円×（給与所得者等の数－1）を加算する。

(3) 未就学児に係る均等割額の減額（第19条の4関係）

区分	現 行		改 正 案		増 減
	未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額	未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額	未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額	未 就 学 児 1 人 に つ き 減 額 す る 額	
7割減額世帯	基 礎	7,095円	基 礎	7,140円	45円
	後 期	2,520円	後 期	2,640円	120円
	子 ども	—	子 ども	270円	—
5割減額世帯	基 礎	11,825円	基 礎	11,900円	75円
	後 期	4,200円	後 期	4,400円	200円
	子 ども	—	子 ども	450円	—
2割減額世帯	基 礎	18,920円	基 礎	19,040円	120円
	後 期	6,720円	後 期	7,040円	320円
	子 ども	—	子 ども	720円	—
その他の世帯	基 礎	23,650円	基 礎	23,800円	150円
	後 期	8,400円	後 期	8,800円	400円
	子 ども	—	子 ども	900円	—

3 施行期日等

令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料から適用する。

4 参考（1人当たり保険料）

区 分	令和7年度	令和8年度	増 減
基礎分（医療分）	112,646円	113,337円	691円
後期高齢者支援金等分	40,027円	42,110円	2,083円
介護納付金分	39,565円	42,609円	3,044円
子ども・子育て支援納付金分	—	4,227円	—
合 計	192,238円	202,283円	10,045円